

(写)

総財調第23号
平成20年7月29日

関係各大臣 殿

総務大臣
増田 寛也

平成21年度の地方財政措置について

現下の地方財政は、極めて厳しい状況にあり、地方公共団体においては、これまでも、行政改革に取り組んできたところであります。先般、閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」（以下、「基本方針2008」という。）を踏まえ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」を堅持し、国・地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化に取り組むことが必要であります。

こうした取組の実効をあげるためには、国・地方を通じた行財政の簡素効率化の推進を図るとともに、国及び地方が適正な財政秩序を維持することが肝要であります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成21年度の予算編成に当たっては、このような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途当省事務次官から貴府省事務次官等あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

また、「基本方針2008」においては、「「地方分権改革推進委員会（以下、「同委員会」という。）の「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。」等とされているところであります。今後、この方針に沿って、地方分権改革に取り組む必要があると考えておりますので、この点にも御留意いただきながら上記の措置について検討をお願いいたします。

なお、その際、「地方分権改革推進法案に対する附帯決議」（平成18年11月28日衆議院総務委員会、平成18年12月7日参議院総務委員会）においては、「地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させることのないようにすること。」とされているところでありますので、あわせて御留意をお願いいたします。

(写)

総財調第24号

平成20年7月29日

各府省事務次官 殿

総務事務次官

平成21年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成21年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第25号
平成20年7月29日

財務事務次官 殿

総務事務次官

平成21年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成21年度の地方財政措置について関係府省の事務次官に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項	目	頁
I	歳出・歳入一体改革の実現に向けた国・地方を通ずる歳出の抑制	1
	1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等……………	1
	2 定員の純減に支障を来たす施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力……………	1
	3 国庫補助負担金の廃止、縮減……………	1
	4 国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素合理化及び交付決定等の適正化……………	1
II	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	2
	1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
	2 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
	3 直轄事業等の見直し……………	2
	4 第三セクター等の改革への協力……………	2

〔個別事項〕

省庁名	項 目	頁
内閣府	1 少子化対策に係る財政措置……………	3
	2 地域再生基盤強化交付金の一層の弾力化……………	3
	3 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	3
	4 認定こども園制度の一本化……………	3
	5 地方消費者行政に係る財政措置等……………	3
警察庁	警察行政費に係る国庫支弁の改善……………	3
文部科学省	1 教職員定数の削減及び教員給与の見直し……………	3
	2 教育行政における国、地方の役割の見直し等……………	4
	3 少子化対策に係る財政措置……………	4
	4 電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の 改善……………	4
	5 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	4
	6 認定こども園制度の一本化……………	4
	7 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善……………	4
	8 特別支援教育就学奨励事業等に係る国庫補助制度の改善……………	4
	9 国庫補助金等の交付決定及び資金交付の適正化……………	4
厚生労働省	1 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	4
	2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な実施及び 国民健康保険制度の安定化……………	5
	3 少子化対策に係る財政措置……………	5
	4 生活保護制度の見直し……………	5
	5 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等……………	5
	6 保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準の廃止……………	5
	7 国庫補助負担金の交付決定及び資金交付の適正化……………	6
	8 地域の医療提供体制の確保の推進……………	6
	9 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	6
	10 認定こども園制度の一本化……………	6
	11 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等……………	6
	12 障害者自立支援制度の見直し……………	6
農林水産省	1 後進地域の開発に関する公共事業等の補助率差額の交付方法の 改善……………	6
	2 農業委員会・協同農業普及事業等の見直し……………	6
	3 直轄事業負担金に関する通知の徹底……………	7
	4 国営土地改良事業に係る事業費管理の徹底……………	7
	5 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善……………	7
	6 農林漁業金融公庫等の貸付に係る損失補償契約の締結について…	7
林野庁	1 林業公社の抜本的な経営安定化対策……………	7
	2 林業普及指導事業等の見直し……………	7
	3 農林漁業金融公庫等の貸付に係る損失補償契約の締結について…	7
水産庁	海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善……………	7

省庁名	項目	頁
経済産業省	1 工業用水道事業の料金制度の改善等……………	7
	2 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施……………	8
資源エネルギー庁	電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	8
国土交通省	1 関係地方公共団体の助成の義務付け等の是正……………	8
	2 直轄事業負担金に関する通知の徹底……………	8
	3 後進地域の開発に関する公共事業等の補助率差額の交付方法の改善……………	8
	4 ダム建設等水源開発に係る事業費管理の徹底……………	8
	5 道路特定財源の見直し……………	8
	6 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善……………	8
環境省	1 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施……………	9
	2 地球温暖化対策の推進……………	9
	3 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善……………	9

【共通事項】

「地方分権改革推進法」に定める基本方針に即しつつ、地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）を最大限に尊重し、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）の方針に沿って、地方分権改革の推進に強力に取り組み、速やかに所要の施策を実施するとともに、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

I 歳出・歳入一体改革の実現に向けた国・地方を通ずる歳出の抑制

「経済財政改革の基本方針2008」（以下、「基本方針2008」という。）を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（以下、「基本方針2006」という。）及び「経済財政改革の基本方針2007」（以下、「基本方針2007」という。）を堅持し、国・地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化に取り組むことが必要であること等にかんがみ、以下の事項について所要の措置を講じられたいこと。

1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等

国・地方を通ずる歳出改革を進める見地に立って、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減や法令等による事務事業の義務付けの見直しを積極的に行われたいこと。また、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。

その際、地方公共団体の意見を聴取の上、これを十分尊重することとし、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

特に、三位一体の改革により国庫補助負担金が一般財源化された事業については、地方の自由度の拡大という観点から国の関与を廃止、縮減されたいこと。

2 定員の純減に支障を来たす施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下、「行革推進法」という。）、「基本方針2006」における地方公務員の定員の純減目標（5年間で5.7%程度）等を踏まえ、地方公共団体の定員の純減、増員の抑制に資する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加をもたらすような施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合であっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、全体として職員数の純減に支障を来たすことのないようにされたいこと。

また、種々の法令、要綱等において地方に義務付けられている施設設置や職員配置の基準について、その必要性を根本的に見直すとともに、地方公共団体が組織・機構の簡素合理化、民間委託の推進、第三セクターの統廃合及び行政経費の節減等を行うに当たっては、これに積極的に協力されたいこと。

3 国庫補助負担金の廃止、縮減

国庫補助負担金については、事務事業の廃止、縮小を行うことを基本として地方公共団体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止・縮減に努められたいこと。

また、地方公共団体に同化・定着している事務事業等のうち、地方公共団体が自主的に対応することが適当な分野に係る国庫補助負担金については、その廃止と地方一般財源への振替を行うとともに、地方公共団体の負担の増加に対応して、地方への税源移譲をはじめとする地方一般財源を増加させる措置を講じられたいこと。

なお、国庫補助負担率を引き下げることや事務事業の切り離せない一部分について国庫補助負担対象から除外すること、補助金等の組み替えにより新たな地方負担を生じさせること等、国の財政負担を地方に転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

4 国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素合理化及び交付決定等の適正化

国庫補助負担金については、申請書類や事務手続きの簡素化を積極的に進めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行われたいこと。

II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、交付率や分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めることのないようにされたいこと。

特に、国等が設置する施設に対して地方公共団体が経費を負担すること（施設の用に供する土地、建物等を無償で貸し付けることを含む。）は、施設を移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合（地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・施設等の無償譲渡及び住民に対する医療の提供に要する土地・施設等の無償譲渡など）において総務大臣の同意を得たものを除き、「地方財政再建促進特別措置法」第24条（平成21年4月1日以降においては「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」附則第5条）の規定により禁止されているところであるので、所要の経費の全額を予算に計上する等適切な措置を講じられたいこと。

また、特殊法人等の見直しに当たっては、地方公共団体に負担を転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

3 直轄事業等の見直し

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また中央省庁等のスリム化にも資するように、国の直轄事業及び国が直接管理する直轄公物については、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねることとし、直轄事業及び直轄公物の範囲の基準の一層の明確化を行うとともに、基準に照らして地方公共団体に委ねることが適当なものについては、関係地方公共団体との調整を急ぎ、速やかに見直しを行う等、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討されたい。

(2) 直轄事業負担金の在り方の見直し等

直轄事業に対する地方公共団体の負担金のうち、維持管理費に対するものについては、事業実施責任の明確化を図る観点から廃止されたいこと。

また、事務費については、経費の徹底した節減合理化に努め、抑制を図るとともに、その比率、対象となる経費の内訳や範囲が補助事業における取扱いと均衡を欠いているので、その取扱いを補助事業と同一のものとするよう改善措置を講じられたいこと。

(3) 直轄事業負担金に関する事前協議、通知の徹底等

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の実施について、地方公共団体との事前協議のルール化を図るとともに、現に事前協議が行われているものについても、その内容の充実を図られたいこと。

また、各年度の負担金の積算内訳の通知が適切に行われていないケースが見受けられるので、地方公共団体への事前及び清算時の通知、説明を徹底するとともに、その内容を充実されたいこと。

4 第三セクター等の改革への協力

「基本方針2008」において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進めることとされているので、特に国の施策に関連して設立された第三セクター等に関しては、その改革に積極的に協力されたいこと。

【個別事項】

(内閣府)

1 少子化対策に係る財政措置（同旨厚生労働省）

少子化対策については、地方公共団体の役割と負担が大きくなっていることにかんがみ、地方公共団体における施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するほか、地域の実情を踏まえた少子化施策の展開を阻害する現行制度の見直しを図られたいこと。

2 地域再生基盤強化交付金の一層の弾力化

地域再生基盤強化交付金について、地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、地方の自主性を高める観点から第二種漁港を対象に含めるなど対象施設の拡充を図られたいこと。

3 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨文部科学省、厚生労働省）

放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合も含めた更なる一本化を行われたいこと。

4 認定こども園制度の一本化（同旨文部科学省、厚生労働省）

認定こども園に関する補助金については、地域の実情に応じ、多様なニーズに対応した円滑な施設の設置及び運営が可能となるよう、「基本方針2008」に掲げる一本化を行われたいこと。

5 地方消費者行政に係る財政措置等

地方の消費者行政をこの1、2年の間に飛躍的に充実させるためには、特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要があるとともに、地方の消費生活センターを一元的な消費者相談窓口として位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のための全国ネットワークを構築する必要があるため、国は相当の財源を確保されたいこと。また、国がこれまで行ってきた直轄事業（PIONEERの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等）についても充実するなど、体制整備のための措置を講じられたいこと。

(警察庁)

警察行政費に係る国庫支弁の改善

警察行政費のうち、警察用車両の購入費等「警察法」第37条第1項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされている経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

(文部科学省)

1 教職員定数の削減及び教員給与の見直し

「基本方針2006」における地方公務員の定員の純減目標（5年間で5.7%程度）等を踏まえ、教職員定数についても、配置基準の見直しや小規模学校の統廃合を推進することにより、2011年度までに現時点で見込まれる自然減を上回る純減を実現されたいこと。

このため、上記の純減に支障を来たす増員要求は厳に慎むとともに、「基本方針2006」に定められた1万人程度の教職員定数の削減を確実に達成されたいこと。

また、教員給与については、「行革推進法」における総人件費改革の趣旨に沿って、「基本方針2006」に則り、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づく優遇措置を縮減されたいこと。

- 2 教育行政における国、地方の役割の見直し等
教育行政における国、都道府県、市町村の役割について、地方の自主性・自律性の拡大の観点から検討されたいこと。
特に、教育委員会制度の選択制について引き続き検討されたいこと。
- 3 少子化対策に係る財政措置
少子化対策の推進に当たって、国において施策の充実を図る場合には、地方公共団体の財政負担の増加に対して必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。
- 4 電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善(同旨資源エネルギー庁)
発電用施設の立地を促進するための交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金については、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃されたいこと。
また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、対象の拡大を図られたいこと。
- 5 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化(同旨内閣府、厚生労働省)
放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合も含めた更なる一本化を行われたいこと。
- 6 認定こども園制度の一本化(同旨内閣府、厚生労働省)
認定こども園に関する補助金については、地域の実情に応じ、多様なニーズに対応した円滑な施設の設置及び運営が可能となるよう、「基本方針2008」に掲げる一本化を行われたいこと。
- 7 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善
公立学校施設整備事業については、交付金化に伴い地方公共団体の実質的な負担が増加することがないように、その是正を図られたいこと。
特に、小中学校等の耐震化事業をより一層促進するため、改築に係る補助単価を引き上げられたいこと。
- 8 特別支援教育就学奨励事業等に係る国庫補助制度の改善
特別支援教育就学奨励事業及び幼稚園就園奨励事業について、対象者数の増加等に応じた所要の国費を確保されたいこと。
- 9 国庫補助金等の交付決定及び資金交付の適正化
在外教育施設派遣教員委託費、スクールカウンセラー活用事業費補助金及び理科教育振興費国庫補助金等の中には、交付決定が遅いものや超過負担が生じているものがあり、事業の執行、資金計画に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、交付決定時期等の適正化を図られたいこと。

(厚生労働省)

- 1 介護保険制度の安定的な運営の推進
介護保険制度の見直しに当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担の現状等を踏まえ、地方公共団体の意見を十分に取り入れた上で、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。
特に、介護保険制度における障害保健福祉施策との統合など「被保険者・受給者の範囲」の拡大については、介護保険制度の安定的かつ健全な運営を損なうことのないよう、慎重に検討されたいこと。

2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な実施及び国民健康保険制度の安定化

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営に当たっては、国民の理解と信頼を得るため、制度の趣旨や意義とあわせて、新たに講じる保険料の軽減対策や普通徴収の対象者の拡大等の運用改善策の内容について、地方公共団体の取組とも連携して、より一層きめ細かな広報・周知活動を行い、迅速かつ確実な制度の定着に努められたいこと。

また、運用改善策の実施に際しては、具体的な実施方法等について、地方公共団体と十分協議を行った上で早急に示されたいこと。

さらに、保険料の軽減対策等に伴い生じる財政負担については、所要の財源を確保されたいこと。特に、平成20年度においては、システム改修経費等の事務経費も含めて、全額国費によって措置されたいこと。

加えて、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行後も高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、医療制度改革の効果を検証しつつ、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、医療保険制度の一元化に向けて幅広く検討されたいこと。

3 少子化対策に係る財政措置（同旨内閣府）

少子化対策については、地方公共団体の役割と負担が大きくなっていることにかんがみ、地方公共団体における施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するほか、地域の実情を踏まえた少子化施策の展開を阻害する現行制度の見直しを図られたいこと。

4 生活保護制度の見直し

生活保護制度の抜本的な改革に当たっては、国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、これまでに地方が行ってきた提案等を尊重しつつ、制度全般について、国と地方の役割分担を含めた総合的な検討に着手されたいこと。その際、国が行うべき財政負担を地方に転嫁するようなことのないようにされたいこと。

5 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等

特定疾患治療研究事業については、国庫補助所要額に対する実際の充足率が近年6割を切るなど年々低下している状況にあり、都道府県に超過負担が生じている。こういった状況を踏まえ、本来、公費負担医療としての性格を有するものであることにかんがみ、その法律上の位置付けを明確にするとともに、患者数の増加等に応じた所要の国費を確保し、都道府県における超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

なお、平成20年度より開始した肝炎治療特別促進事業についても、実施状況を十分に把握し、都道府県の超過負担が生じないように、所要の国費を確保されたいこと。

6 保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準の廃止

保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準については、三位一体の改革において公立保育所の運営費・施設整備費が一般財源化されたことや地方分権改革推進要綱（第1次）で福祉施設の最低基準に係る見直しの方針が示されたこと等を踏まえ、地方公共団体の責任と創意・工夫による、効率的かつ住民ニーズに沿った取組を可能とするため、省令で定める規制を廃止されたいこと。

7 国庫補助負担金の交付決定及び資金交付の適正化

保健事業費等負担金や児童保護費負担金等の中には、交付決定及び資金交付が年度末になされているものが相当数あり、事業の執行、資金計画に支障を来たしているので、交付決定時期等の適正化を図られたいこと。

また、従来 of 老人医療給付費国庫負担金については、当該年度において所要額よりも減額して交付決定されており、市町村における安定的な財政運営の支障となっていた点を踏まえ、今年度から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）においては、実施主体となる広域連合の財政運営に支障を来たすことのないよう、後期高齢者医療給付費国庫負担金について、当該年度に所要額を交付されたいこと。

8 地域の医療提供体制の確保の推進

地域間の医師の偏在や産科・小児科をはじめとする深刻な医師不足等を解消し、地域における医療提供体制を確保するため、医師の養成の計画的な推進や、女性医師の就労支援など「基本方針2008」に掲げられている対策を着実に実施されたいこと。

9 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨内閣府、文部科学省）

放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合も含めた更なる一本化を行われたいこと。

10 認定こども園制度の一本化（同旨内閣府、文部科学省）

認定こども園に関する補助金については、地域の実情に応じ、多様なニーズに対応した円滑な施設の設置及び運営が可能となるよう、「基本方針2008」に掲げる一本化を行われたいこと。

11 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等

新型インフルエンザ対策については、国・都道府県・市町村等の具体的な役割分担を早急に明確化し、地方公共団体が担う役割にふさわしい権限の付与等のための法整備を行われたいこと。あわせて、必要な財政措置を講じられたいこと。

12 障害者自立支援制度の見直し

「障害者自立支援法」の施行後3年を目途とした見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、制度の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。その際、利用者にとってわかりやすい仕組みとなるよう工夫するとともに、地方公共団体の負担が過大とならないように十分配慮すること。

また、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るための地域生活支援事業について、地方公共団体の超過負担が生じ、現行のサービス水準が低下することのないよう、十分な財政措置を講ずること。

（農林水産省）

1 後進地域の開発に関する公共事業等の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域、首都圏、近畿圏及び中部圏における開発指定事業等に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」第3条第2項等の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。

2 農業委員会・協同農業普及事業等の見直し

農業委員会や協同農業普及事業等については、三位一体の改革において交付金の大部分が一般財源化されたことを踏まえ、地方の自主性の拡大の観点に立って、関連する必置規制の見直しを一層進められたいこと。

- 3 直轄事業負担金に関する通知の徹底（同旨国土交通省）
土地改良事業、治山事業など直轄事業に対する地方公共団体の負担金について、各年度に本来示すべき工事費及び事務費の積算内訳の通知が適切に行われていないケースが見受けられるので、地方公共団体への事前及び精算時の通知、説明を徹底されたいこと。
- 4 国営土地改良事業に係る事業費管理の徹底
国営土地改良事業については、当初の事業計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。
また、やむなく工期及び事業費に変動が見込まれる場合には、事前に十分に情報開示を行い、適切に計画を変更されたいこと。
- 5 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善（同旨水産庁、国土交通省、環境省）
漂着ゴミの処理に係る補助制度について、実態に即して補助要件の緩和を図られたいこと。
特に、現在補助対象とされていない海岸についても、補助対象となるよう措置を講じられたいこと。
- 6 農林漁業金融公庫等の貸付に係る損失補償契約の締結について（同旨林野庁）
農林漁業金融公庫（平成20年10月1日以降においては株式会社日本政策金融公庫）等に対し、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

（林 野 庁）

- 1 林業公社の抜本的な経営安定化対策
林業公社については、国土保全及び水源かん養等において重要な役割を果たしているが、造林事業の資金収支が悪化の一途をたどっていると同時に、公社の有する債務が関係地方公共団体の財政運営に重大な影響を及ぼす恐れのある状況に至っている事例も見られることから、抜本的な経営安定化対策を検討されたいこと。
あわせて、林業公社に対する財政措置を拡充するとともに、農林漁業金融公庫が行っている長期・低利の貸付制度の拡充及び長伐期化に対応した借換え制度の充実等を行われたいこと。
- 2 林業普及指導事業等の見直し
林業普及指導事業等については、三位一体の改革において交付金の大部分が一般財源化されたことを踏まえ、地方の自主性の拡大の観点に立って、関連する必置規制の見直しを一層進められたいこと。
- 3 農林漁業金融公庫等の貸付に係る損失補償契約の締結について（同旨農林水産省）
農林漁業金融公庫（平成20年10月1日以降においては株式会社日本政策金融公庫）等に対し、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

（水産庁）

- 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）
漂着ゴミの処理に係る補助制度について、実態に即して補助要件の緩和を図られたいこと。
特に、現在補助対象とされていない海岸についても、補助対象となるよう措置を講じられたいこと。

（経済産業省）

- 1 工業用水道事業の料金制度の改善等
国庫補助を受けた工業用水道事業についても、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な料金を設定できるよう基準料金制の見直し等の措置を講じられたいこと。

- 2 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨環境省）
特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施を図るため、不法投棄事案の増加や指定引取場所の不足等について、その実態を把握し、市町村等の意見を尊重の上、市町村等の負担軽減が図られるよう適切な措置を講じられたいこと。

（資源エネルギー庁）

- 電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善（同旨文部科学省）
発電用施設の立地を促進するための交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金については、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃されたいこと。
また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、対象の拡大を図られたいこと。

（国土交通省）

- 1 関係地方公共団体の助成の義務付け等の是正
バス運行対策費補助金、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金、地下高速鉄道整備事業費補助等の国庫補助金を補助事業者に交付する場合に、法令の規定によらず関係地方公共団体の助成を事実上義務付けることは、是正されたいこと。
- 2 直轄事業負担金に関する通知の徹底（同旨農林水産省）
直轄事業に対する地方公共団体の負担金について、各年度に本来示すべき工事費及び事務費の積算内訳の通知が適切に行われていないケースが見受けられるので、地方公共団体への事前及び精算時の通知、説明を徹底されたいこと。
また、道路事業、河川事業及び都市公園事業については、地方公共団体からの求めに応じ工事費及び事務費ごとの積算内訳を明らかにするなどその内容説明を充実されたいこと。
- 3 後進地域の開発に関する公共事業等の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）
後進地域、首都圏、近畿圏及び中部圏における開発指定事業等に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」第3条第2項等の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。
- 4 ダム建設等水源開発に係る事業費管理の徹底
ダム建設等水源開発に係る事業については、当初の建設計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。
また、やむなく工期及び事業費に変動が見込まれる場合には、事前に十分に情報開示を行い、適切に計画を変更されたいこと。
- 5 道路特定財源の見直し
「道路特定財源等に関する基本方針」（平成20年5月13日閣議決定）に基づく道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の道路が改良率・舗装率とも国道に比べて遅れていることや、地方の道路整備等のための財源の多くを一般財源や地方債により賄っていること等の実情を踏まえ、国庫補助金分や地方道路整備臨時交付金分等を含め地方税財源の総額を十分に確保するとともに、地方の自由度の拡大を図られたいこと。
- 6 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善（同旨農林水産省、水産庁、環境省）
漂着ゴミの処理に係る補助制度について、実態に即して補助要件の緩和を図られたいこと。特に、現在補助対象とされていない海岸についても、補助対象となるよう措置を講じられたいこと。

(環 境 省)

- 1 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨経済産業省）
特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施を図るため、不法投棄事案の増加や指定引取場所の不足等について、その実態を把握し、市町村等の意見を尊重の上、市町村等の負担軽減が図られるよう適切な措置を講じられたいこと。
- 2 地球温暖化対策の推進
地球温暖化問題への対処のための低炭素社会の構築に当たっては、地域における取組が重要であることから、地方公共団体が地域の実情に応じた施策を進めることができるよう、環境税の取扱いを含めた税制全般の見直しの中で必要な財源の確保方策について十分検討されたいこと。
- 3 海岸の漂着ゴミ処理に係る補助制度の改善（同旨農林水産省、水産庁、国土交通省）
漂着ゴミの処理に係る補助制度について、実態に即して補助要件の緩和を図られたいこと。特に、現在補助対象とされていない海岸についても、補助対象となるよう措置を講じられたいこと。